

## 令和2年第1回福岡県後期高齢者医療 広域連合議会（定例会）の結果

1 日時・場所 令和2年2月13日（木） 福岡県自治会館 2階 大会議室  
（開会：午後2時、閉会：午後3時47分）

2 議員の出欠 出席23名（欠席10名、欠員1名）

### 3 議事の概要

#### （1）諸般の報告

##### ① 広域連合議会議員の異動報告

新議員氏名
北山隆之（田川市議会議長）

##### ② 例月出納検査（令和元年6月～令和元年11月分）の結果報告

#### （2）広域連合長提出議案等

番号	件名	結果	特記事項
議案第1号	福岡県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について	原案可決	質疑及び討論なし。簡易採決に異議があったため、起立採決により賛成多数で可決。
議案第2号	福岡県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の制定について	原案可決	質疑及び討論なし。簡易採決に異議があったため、起立採決により賛成多数で可決。
議案第3号	福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定について	原案可決	質疑及び討論なし。簡易採決に異議があったため、起立採決により賛成多数で可決。
議案第4号	会計年度任用職員制度及び任期付職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決	質疑及び討論なし。簡易採決に異議があったため、起立採決により賛成多数で可決。

番号	件名	結果	特記事項
議案第5号	福岡県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について	原案可決	質疑及び討論なし。簡易採決に異議があったため、起立採決により賛成多数で可決。
議案第6号	福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	原案可決	質疑及び討論なし。簡易採決に異議があったため、起立採決により賛成多数で可決。
議案第7号	令和2年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案	原案可決	質疑及び討論なし。簡易採決に異議があったため、起立採決により賛成多数で可決。
議案第8号	令和2年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案	原案可決	質疑あり(※1)。討論なし。簡易採決に異議があったため、起立採決により賛成多数で可決。
議案第9号	福岡県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の変更について	原案可決	質疑及び討論なし。簡易採決に異議があったため、起立採決により賛成多数で可決。

※1 <議案質疑> 1名 発言者：中山 郁美（福岡市）

議案第8号 令和2年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計  
予算案

質疑の要旨	答弁の要旨
第7期(令和2・3年度)保険料について	
<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年額保険料見込みについて、前期との比較でどうなるのか一人あたりの平均及び、モデルケースごとに尋ねる。また、保険料が引き上がる被保険者人数と全被保険者数に占める割合を尋ねる。</li> <li>・軽減特例の縮小・廃止がどのように影響しているのか説明を求める。</li> <li>・保険料上昇抑制に充てる剰余金及び運営安定化基金・財政安定化基金はそれぞれいくらか。また、活用後の基金残高はそれぞれいくらになるのか、お示し願いたい。</li> </ul>	<p>一人当たりの年額保険料の見込み額は、第6期試算時の78,876円に対して、第7期は82,509円で、3,633円の増額を見込んでいる。</p> <p>年額保険料及び特例軽減の縮小と廃止の影響について、単身世帯をモデルケースとして、年金収入額の区分ごとに、令和元年度と令和2年度を比較すると、年金収入80万円での年額保険料は、令和元年度は11,210円、令和2年度は16,700円で、5,490円の増額となる。これは、軽減特例の廃止で、均等割額の軽減割合が8割から7割になることによるものである。年金収入150万円での年額保険料は、令和元年度は8,410円、令和2年度は12,520円で、4,110円の増額となる。これは、軽減特例の縮小で、均等割額の軽減割合が8.5割から7.75割になることによるものである。年金収入300万円での年額保険料は、令和元年度は215,280円、令和2年度は214,000円で、1,280円の減額となる。これは、保険料率の引き下げによるものである。</p> <p>保険料引上げについて、軽減特例の見直し及び賦課限度額の引上げの影響により保険料が増額となる被保険者数は約32万人で、被保険者全体に占める割合は約47%となる。</p> <p>剰余金、運営安定化基金及び財政安定化基金について、第7期では、保険財政剰余金を48億円、運営安定化基金を55億円、合計103億円を保険料率の調整財源として活用する。活用後の運営安定化基金の残高は、約133億円となる見込みである。また、福岡県が管理している財政安定化基金については、今回は、県との協議により活用しておらず、令和元年度末の残高は、約62億円となる。</p>
<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金削減、消費増税の下での保険料引き上げは被保険者の生活を圧迫し、生活困難、受診抑制を拡大するのではないかと、所見を求める。</li> <li>・軽減特例の縮小・廃止という国の暴挙が強行されている中で、保険料抑制のための基金活</li> </ul>	<p>第7期において、保険料率を下げる一方で、一人当たりの保険料額が上がる主たる要因は軽減特例の見直しによるものだが、国は、この見直しを行うに当たり、介護保険料の軽減拡充や、年額最高6万円となる年金生活者支援給付金の支給などの措置を令和元年10月より実施しており、低所得者へ一定の配慮がなされているものと受け止めている。</p> <p>基金活用について、今回の保険料率の算定において、一人当たり医療給付費や後期高齢者負担率が増加する中、被保険者の保険料負担に配慮するとともに、安定した保険料率の設定に努めるため、保険財政剰余金の48</p>

質疑の要旨	答弁の要旨
<p>用が不十分ではないか、所見を求める。</p>	<p>億円に加え、保有する運営安定化基金の約3割に当たる55億円を活用したものである。</p>
<p>③ ・基金をフル活用し、保険料を最大限引き下げるとともに、国に対して軽減特例の復活と国庫負担の増額を求めるべきではないか。</p>	<p>今回の保険料率の算定において、保有する運営安定化基金を全て活用すると、保険料率をさらに下げることができるが、令和4年度以降については、調整財源となる運営安定化基金を活用できず、保険料率は大幅に上昇することとなる。また、団塊の世代が被保険者となる令和4年度以降を見据え、基金を計画的に活用することで、現在の被保険者に配慮するとともに、将来の医療給付費の増大に備えた、適切な保険料率の設定に努めている。</p> <p>国に対する要望について、軽減特例の見直しは、世代間・被保険者間の公平性や制度の長期的な安定性を考慮し、法律本来の軽減割合へ戻されたものであり、介護保険料の軽減拡充や年金生活者支援給付金の支給など、低所得者への一定の配慮もなされていることから、国に対して、改めて要望することは考えていない。</p>

(3) 一般質問 (1名)

①質問者：中山 郁美 (福岡市)

質問要旨	答弁要旨
<b>1 会計年度任用職員について</b>	
① ・導入によって処遇が悪化する職員は一人も生まれないのか尋ねる。	本広域連合において、現在事務補助を担当している臨時的任用職員を、令和2年度から会計年度任用職員へ移行することとしている。会計年度任用職員については、福岡県の関係条例に規定する給料表を準用した報酬額に加え、新たに地域手当相当額や期末手当の支給を行うこととしており、年収で見ると、現在の臨時的任用職員と比較して、おおむね2割程度の増額となる。また、勤務成績が良好な場合に行っている再度の任用については、現在の最長1年間を、今後は最長3年間としている。あわせて、再度の任用に伴い、今後は昇給を行う場合もある。
② ・非正規職員の固定化につながり、問題があるのではないかと、所見を伺う。	これまで地方公共団体が事務補助として任用している臨時的任用職員については、任用面や処遇面などにおいて、見直しの必要な点があった。このような課題を解決することを目的として、令和2年度から、新たに会計年度任用職員制度が施行されるものであるが、本広域連合においては、制度導入に当たって、現在、臨時的任用職員が従事している業務について、国からの通知に基づいて検討を行い、会計年度任用職員へと移行することとした。会計年度任用職員制度については、導入に伴い、処遇も改善されることから、問題があるとは考えていない。
③ ・非正規職員の固定化、拡大は許されず、正規化を進めるべきだと思いが答弁を求める。	事務補助の職に会計年度任用職員ではなく、任期の定めのない職員、いわゆる正規職員を任用することについては、後期高齢者医療制度の運営主体が将来において明確ではなく、雇用の継続が保証できる状況ではないことから、国の動向を注視しながら、慎重に検討する必要があると考えている。なお、本広域連合の業務執行は、構成市町村及び県から派遣された職員が行っており、この職を、会計年度任用職員の職へと移行することは考えていない。

質問要旨	答弁要旨
<b>2 医療費窓口負担の2割への引上げについて</b>	
<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の国の検討状況及び、本連合議会としての国への要望内容について尋ねる。</li> <li>・被保険者の生活実態と、窓口負担が2倍へ引き上げられた場合の受診等への影響について、認識を尋ねる。</li> </ul>	<p>現在の国の検討状況について、国が設置した「全世代型社会保障検討会議」は、昨年12月19日に中間報告をとりまとめており、その中で、「現役並み所得者を除く一定所得以上の後期高齢者については、その医療費の窓口負担割合を2割とし、それ以外の方については1割とする。」「その際、高齢者の疾病、生活状況等の実態を踏まえて、具体的な施行時期、2割負担の具体的な所得基準とともに、長期にわたり頻繁に受診が必要な患者の高齢者の生活等に与える影響を見極め適切な配慮について、検討を行う。」としている。また、この方向性に基づいて、検討会議で、最終報告に向けて検討を進めると同時に、社会保障審議会においても検討を開始し、令和2年夏までに成案をとりまとめることとしている。</p> <p>本広域連合議会としての国への要望について、窓口負担の2割化に反対する請願が、平成31年第1回定例会において、窓口負担の現状維持を求める請願が、令和元年第2回定例会において各々審査されたが、いずれも採択はされておらず、本広域連合議会から国への要望は行われていない。一方で、本広域連合は、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、昨年11月に「窓口負担を引き上げることについては、高齢者が受診を控え、重症化に繋がる恐れがあるため、高齢者の所得状況等に考慮し、慎重かつ十分な議論を重ねること。また、やむを得ず窓口負担の引上げを実施する場合は、激変緩和措置を講じる等、所得の少ない被保険者に十分に配慮すること」を国へ要望をしている。</p> <p>被保険者の生活実態と、窓口負担が引き上げられた場合の受診等への影響について、個々の被保険者の生活での様々な事情は、市町村の窓口相談を通じて把握しており、保険料の支払が困難などの相談に対しては、分割納付や保険料減免制度などの案内、生活困窮などの相談に対しては、福祉サービスに繋ぐなど、個々の被保険者の事情に応じた対応を行っている。窓口負担が引き上げられた場合の影響については、医療給付費が減少し、被保険者の保険料負担が抑制される一方で、被保険者によっては、一時的に受診を控える等の可能性があると考えている。</p>
<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連合協議会からの要望書の表現は条件付き容認ととられかねない不十分なものではないか、所見を求める。</li> <li>・被保険者の声や実態把握が不十分だと考える</li> </ul>	<p>国への要望書においては、窓口負担を引き上げることについて、慎重かつ十分な議論を重ねることを第一に要望しており、その結果、やむを得ず引き上げられる場合も考慮して、所得の少ない被保険者に配慮することについても要望している。</p> <p>被保険者の声や実態把握について、被保険者が抱える様々な事情については、個々の相談を通じて、初めて把握できるものであると考えている。そのため、市町村で</p>

質問要旨	答弁要旨
が、所見を伺う。	は後期高齢者医療担当窓口を、本広域連合ではお問い合わせセンターを設置し、様々な問合せや相談に対応することで被保険者の声等を把握している。
③ ・連合独自に後期高齢者の生活実態調査を実施するとともに、協議会の要望書は「引き上げ反対」を貫く表現に改めるよう提案すべきではないか、所見を伺う。また、実現しない場合には本連合独自に国への「反対」意見を上げるべきではないか、所見を伺う。	<p>後期高齢者の生活実態調査の実施について、本広域連合では、住民基本台帳の情報をはじめ、被保険者の資格確認に利用する所得情報、医療費給付で収集するレセプト情報や、保健事業で収集する健診データなど、職務を遂行する上で必要な個人情報を保有している。一方で、個人情報に関しては、広域連合の個人情報保護条例により、職務権限を越える個人情報の保有を制限している。後期高齢者の生活実態調査による個人情報の保有は、広域連合にとっての必要性や利用目的から、職務権限を越える可能性が高く、条例の規定上、調査を実施することは適切ではないと考えている。</p> <p>協議会の要望書については、本広域連合も含む全国の広域連合の総意として決定しているものであり、本広域連合から、要望内容を改める提案を行う考えはない。</p> <p>本広域連合の意見について、協議会での要望内容を改める提案は行う考えはなく、本連合独自で反対を唱えることは考えていない。ただし、国の全世代型社会保障検討会議で検討されている後期高齢者の自己負担割合の在り方については、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、現役世代の負担が大きく上昇することが想定される中で、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代が安心できる社会保障制度を構築する観点から検討されているものであり、本広域連合としては、後期高齢者の生活への影響を十分に考慮し、所得の低い方への配慮を含め、慎重に検討を進めていただきたいと考えている。</p>

#### (4) 請願

請願第1号	75歳以上の医療費の窓口負担の2割への引き上げをしないことを求める意見書を国に提出してください
請願者	福岡県社会保障推進協議会 会長 田村 昭彦
紹介議員	山田 ゆみこ (福岡市) 中山 郁美 (福岡市) 植木 隆信 (宗像市)
請願項目	国に対し、75歳以上の医療費の窓口負担の2割への引き上げをしないことを求める意見書を国に提出してください
審査結果	不採択
特記事項	起立採決により賛成少数

請願第 2 号	後期高齢者の医療費窓口負担に関する請願
請願者	福岡・佐賀民医連共同組織連絡会 会長 堤 和則
紹介議員	山田 ゆみこ (福岡市) 中山 郁美 (福岡市) 植木 隆信 (宗像市)
請願項目	(1) 後期高齢者医療の医療費窓口負担の原則 2 割への引き上げをしないよう国へ強く要請すること。
審査結果	不採択
特記事項	起立採決により賛成少数